

第4章 目標の設定

1. 目標の設定と評価

(1) 目標の設定と評価

健康トライ21の目標設定の反省として、指標に関係する法律が変わり事業の形態が変わったため、計画策定時と最終評価時に同じ調査法でデータが得られなかったこと、国のデータを指標にすると、取組みと結果を関連付けて評価しにくいなどの問題がありました。また、上位の目標とそれを達成するための具体的目標との関連性への理解が不十分であった点があげられます。このため、健康トライ21（第2次）における目標設定については、指標の相互関係を整理した上で、客観的かつエビデンスに裏づけられており、実行可能性のある目標を設定していくこととしました。

また、今回の目標設定に関しては、これまでのように「個人で達成すべき目標」を設定するだけでなく、「社会環境に関する目標」についても具体的数値として設定することが必要になってきました。特に子どもや高齢者の健康、こころの健康は、個人と社会の両者が関連し合う領域といえますが、健康づくりを社会環境の観点から検討することについては、これまでの一次予防重視の考え方から一歩踏み込むものです。このため、社会環境に関するデータの蓄積がなく、目標として設定するのは困難な面もありますが、10年後を視野に入れ、東大阪市第2次総合計画後期基本計画をはじめ、他部局の計画との整合性を図り、健康トライ21（第2次）の目標として連携して取組んでいけるものを設定し、継続的にモニタリングしていきたいと考えます。

(2) 目標の設定方法

健康トライ21（第2次）を効果的に推進していくためには、市民、行政、民間団体など健康づくりに関わるすべての関係者がめざすべき目標を共有しながら、その目標の達成状況について管理・評価を行っていくことが重要です。

このため、市の目標を設定し、広く関係者等に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を提供することにより、さらなる市民の意識の向上や、自主的な取組みの推進を図ります。

具体的な目標の設定にあたっては、現状及び課題について関係者が共通の認識を持った上で課題を選択し、市の実態把握が可能な具体的目標を設定していきます。設定する目標に合理性、説得力、実現性を持たせることにより、実効性の高い計画の取組みができると考えます。

また、目標値を設定する際は、フォーカスグループインタビュー³⁾で多方面の意見を聞き、東大阪市民健康づくり推進協議会（P.107参照）、東大阪市健康増進計画庁内連絡会（P.112参照）等において案を提示し、関係者間での合意を図りました。市民に対し

ては、市民連絡会 (P. 111参照)やパブリックコメント等の手続きにより、意見を聞きました。

目標の終期については、国の方針に沿って、おおむね10年後を達成時期として設定することとし、当該目標を達成するための取組みを計画的に行なっていきます。ただし、他の既存計画において、健康づくりに関係する目標が設定されている場合は、これらとの整合性に留意し、目標期間が異なる取扱いとする目標項目もあります。

(3) 目標の評価

目標の評価については、実質的な改善効果を中間段階で確認できるよう、目標設定後5年を目途に全ての目標について中間評価を行っていきます。また、目標設定後10年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組みに反映させていきます。

数値目標を評価する際は、目標策定時、中間評価時、最終評価時の調査データは、経時的に同じ調査法で実施できるような比較可能で十分な精度をもつことに留意します。そして策定時と直近値を比較した上で、A (目標値に達した)、B (目標値に達していないが、改善傾向にある)、C (変わらない)、D (悪化している) といったように複数のレベルで評価します。

なお、目標及び評価はできる限り簡略化し、市民にわかりやすくするよう努め、中間評価、最終評価の際は、これらの評価を踏まえ、今後強化又は改善すべき点を検討した上で、市民に対して評価の結果を公表し、周知を図ります。